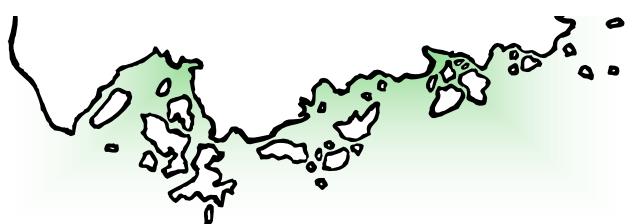


第一部 基本計画





第一章 戦略の策定にあたって



1 戦略策定の背景

(1) なぜ生物多様性が必要なのか

ア 人類は生物多様性の上に成り立っている

約 38 億年前の生命の誕生以来、さまざまな環境の変化が起こり、環境に適応できなかった種は絶滅する一方、新たな環境に適応して多くの種が生まれ、現在の生物多様性が形成されました。この結果、現在、まだ知られていないものまで含めると 3 千万種ともいわれる生物が地球上には存在すると推定されています。広島県でも約 1 万 5 千種の野生生物が確認されています。また、これらの多種多様な生物は、これらを取り巻く自然環境との相互作用によって様々な生態系を形成し、繋がりあって生存しています。人類は、このような生態系の一員として存在しており、生物多様性は人類存続の基盤となっています。

イ 生物多様性は危機に追い込まれている

現在、生物多様性は、過度の捕獲採取や開発等による種の絶滅や生態系の消失、生活様式が変化して人が利用しなくなったことによる里地・里山の環境の変化、外来生物などの持ち込みによる生態系の攪乱かくらん、さらには地球環境の変化などにより、大きな危機に瀕しています。

平成 22 年 5 月に生物多様性条約事務局が公表した地球規模生物多様性概況第 3 版によれば、生態系は多少の衝撃を受けても元に回復する力を持っていますが、限界を超えた作用を受けると、元の状況に戻ることができなくなり、人間が生態系から受ける恩恵は著しく低下し、ひいては人間の存続基盤そのものが危ぶまれており、これを回避するために、今後 10 ~20 年の間に取られる行動が重要であると強調されています。

ウ 広島県には多様な生物の生息・生育基盤がある

私たちの住む広島県の県土は、北部の千メートル級の山々が連なる中国山地の積雪地帯からそれに続く高原、盆地、台地、そして南部の温暖な瀬戸内海沿岸地域と島しょ部から成っています。このように様々な環境を有する本県には北方や南方、ユーラシア大陸に由来する種、氷河期の生き証人ともいいくべき種、固有な種に分化したとみられる種など、多様な生物が数多く生息・生育しています。

エ 私たちは生物多様性を保全する責務がある

生物多様性は人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられてきたものであり、それ自体に大きな価値があり、保全すべきものですが、生態系が健全な状態で維持されることによって私たちは様々な恩恵を享受することができ、また生存していくことが可能となります。私たちは、生物多様性がもたらす恵みを将来にわたって享受できるよう、このような県土の基盤とそこに生息・生育する生物多様性を、私たち共通の財産として保全し、次の世代に引き継いでいく責任があります。私たちは、それぞれの役割の中で、生物多様性を保全する取

り組みを推進していかなくてはなりません。

オ 生物多様性の恩恵を持続可能な形で利用していくために

私たちは生態系の一員であり、生物多様性がもたらす恩恵（生態系サービス）を享受することにより生存しています。生態系は多種多様な生物が互いにネットワークの中で繋がり合うことによって成り立っており、健全な状態で維持されることによって生態系のサービス機能が発揮されます。しかし、生物多様性は今、大きな危機に瀕しています。多様な生物が生息・生育する広島県に住む私たちは、生物多様性の重要性を認識し、その保全と持続可能な利用に関する取り組みを推進していかなければなりません。保全と持続可能な利用は車軸の両輪です。保全することによって、恩恵がもたらされ、サービス機能を持続可能な形で利用することによって、生物多様性の重要性を再認識し、保全に対する意識が更に高まることになります（図1-1）。

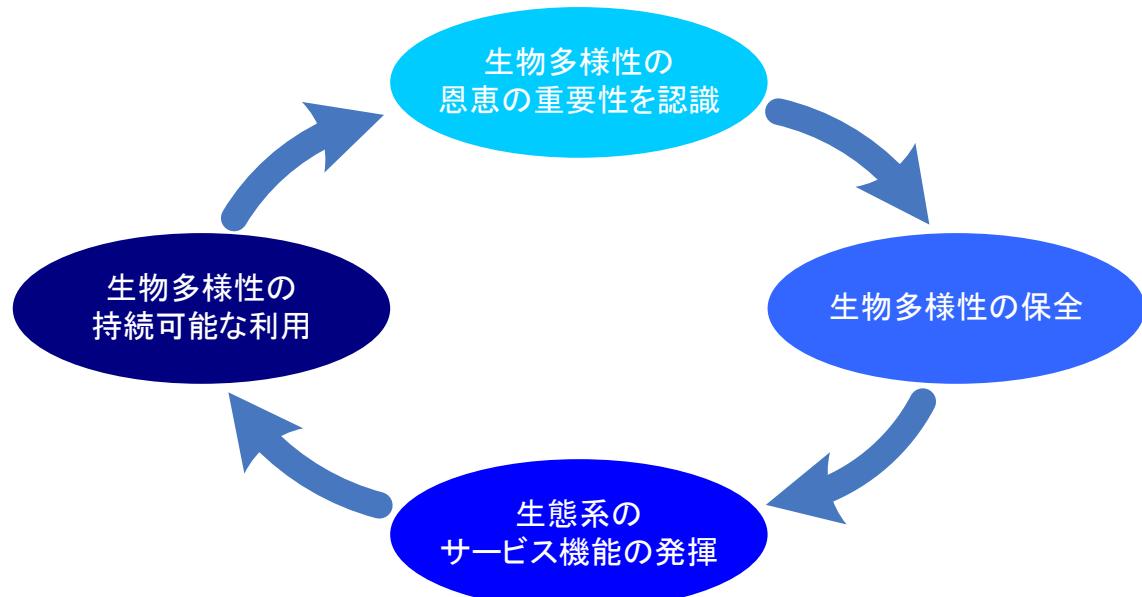


図1-1 生物多様性の保全と持続可能な利用の正の循環図

(2) 国際社会とわが国の取組

ア 生物多様性の動向とわが国の取組

生物多様性への対応は、平成4年（1992年）にケニアのナイロビで開催された国連環境計画の会合で「生物多様性条約」が採択され、同年の地球サミットで条約加盟の署名が行われたことから始まりました。平成14年（2002年）にオランダのハーグで開催された生物多様性条約第6回締約国会議（COP6）では、「現在の生物多様性の損失速度を平成22年（2010年）までに顕著に減少させる」という「2010年目標」が設定されました。また、国連環境計画により平成17年（2005年）に公表された「ミレニアム生態系評価」では、生態系からの恩恵を4つの「生態系サービス」として整理し、その重要性を示しました。

わが国においては、平成7年に「生物多様性国家戦略」が策定され、以後、平成22年まで3回の改定が行われています。また、平成20年には「生物多様性基本法」が公布され、生物多様性の保全とその利用に関するわが国の基本原則や生物多様性地域戦略の策定等について規定されました。

イ 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

平成22年（2010年）に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、長期目標、短期目標、個別目標から成る「愛知目標（2011-2020）」や、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）などが盛り込まれた名古屋議定書のほか、二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用を目指す「SATOYAMA イニシアティブ」などが採択されました。

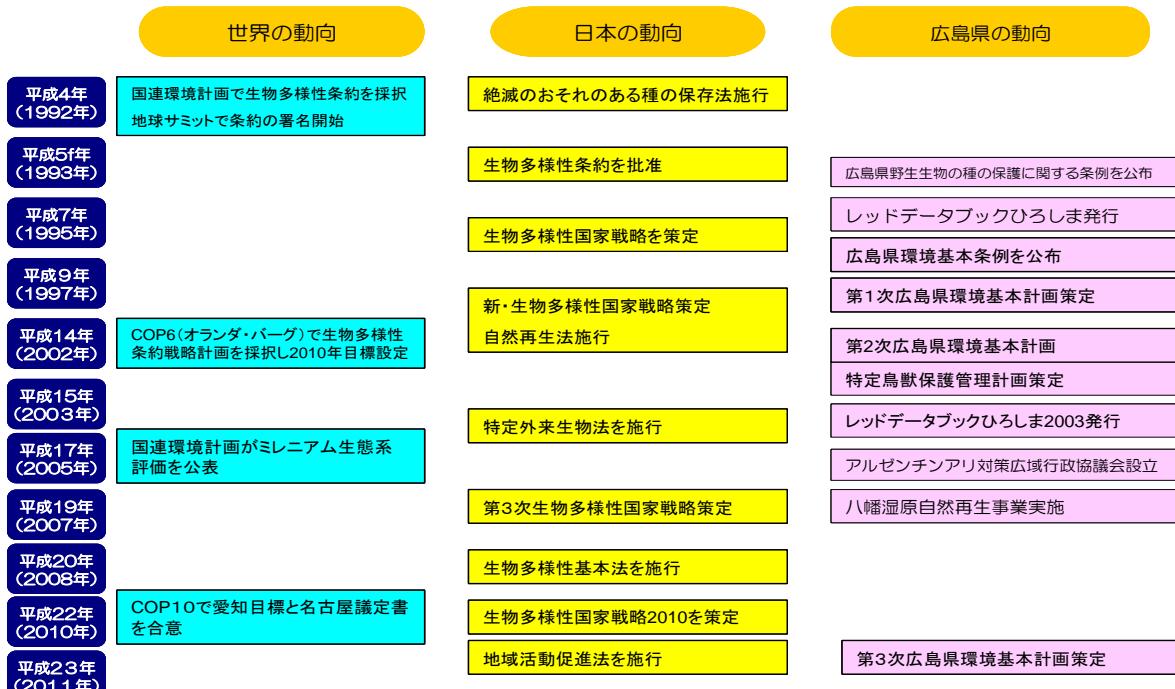


図1-2 生物多様性をめぐる動き

(3) 広島県の取組

ア 広島県野生生物の種の保護に関する条例

緊急に保護を要する野生生物の種の保護を図り、絶滅を防止し、保存することにより、これを県民共通の資産として次世代に継承するため「広島県野生生物の種の保護に関する条例」を制定し、平成6年に公布しました。この条例により指定野生生物種に指定された11種の野生生物種は、捕獲・採取の届出が義務付けられています。さらに、指定野生生物種の中で特定野生生物種に指定された種については、学術研究等を目的とする場合を除き、捕獲・採取が禁止されています。

イ レッドデータブックひろしま

本県では9,327種の動物、5,987種の植物や菌類等、合計15,314種の生物の生息・生育が確認されています（平成16年3月現在）。この中で、絶滅のおそれのある野生生物については、リストを作成し、現況を取りまとめ、平成7年度に「広島県の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブックひろしま－」として発刊し、平成15年度の改訂を経て、平成24年度に「レッドデータブックひろしま2011」を発刊しています。

ウ 広島県環境基本条例と広島県環境基本計画

平成7年に「広島県環境基本条例」を制定し、平成9年に同条例に基づく「第1次広島県環境基本計画」を策定しました。その後、第2次広島県環境基本計画を経て、平成23年に「第3次広島県環境基本計画」を策定しています。「第3次広島県環境基本計画」では、「今日的な5つの課題」のひとつとして「身近な自然・野生生物種の減少（生物多様性の危機）」を挙げ、これらの課題に対応する「基本理念を実現する5つの施策」のひとつとして「生物多様性の保全」を挙げています。広島の豊かな「生物多様性の保全」の目指す姿（将来像）として、次の2点を挙げています。

- 県民一人ひとりが、生物多様性の重要性を認識し、日常的にその恵みを享受できる、自然と人との共生社会が構築されています。
- 中国山地及び瀬戸内海などの環境や野生動植物の生息・生育空間が保全され、多種多様な野生生物が生息・生育し、自然と気軽にふれあえる場が身近に確保されています。

さらに、「生物多様性の保全」の主な施策として、次の5点を挙げています。

- 生物多様性地域戦略策定の検討
- 生物多様性保全を支える基盤づくり
- 生物多様性保全のための条例等の見直しの検討
- 生物多様性の県民への周知
- 地域における人と自然との関係の再構築

以上の取組をまとめたものが、図1-3です。

2 戦略の位置付け

ア 生物多様性基本法に基づく地域戦略として

本戦略は、生物多様性基本法第13条で定められている広島県の生物多様性地域戦略として位置付けられるものです。

生物多様性地域戦略の策定等（第13条）

1 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

イ 広島県環境基本計画の個別計画として

本戦略は、「第3次広島県環境基本計画」（図1-3）を上位計画とし、その基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」を実現するための施策「生物多様性の保全」を推進する個別計画として位置付けられるものです。

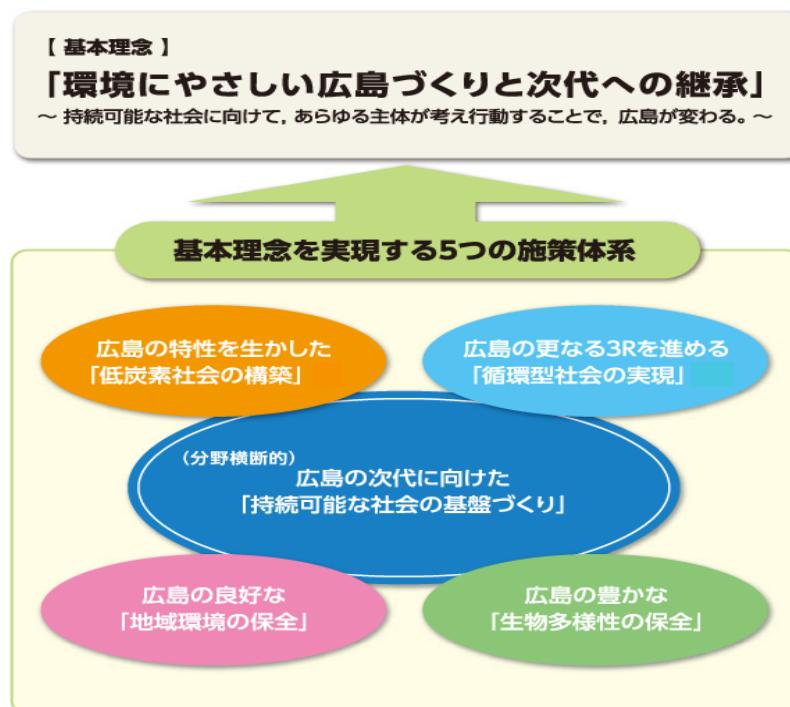


図1-3 第3次広島県環境基本計画の基本理念・施策体系 ①)

ウ 生物多様性に係る施策を体系的にまとめたものとして

本戦略は、本県における生物多様性の保全及び持続的な利用に関する基本方針や、総合的かつ計画的に講すべき施策等を体系的に定めたものです。

3 生物多様性の重要性

(1) 生物多様性とは

ア 「つながり」と「個性」

生物多様性とは、生きものの「つながり」と「個性」のことです。「つながり」とは、食物連鎖や共生関係、寄生関係、生態系のつながりなど、生きもの同士のつながりや世代を超えた命のつながりのことです。炭素や水、大気などの物質循環を通した大きなつながりもあります。

「個性」とは、様々な種があること、また同じ種であっても個体それぞれが少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の生態系があることをいいます。

「つながり」と「個性」は、長い進化の歴史により創り上げられてきたものであり、一度失われると再生できないものが多くあります。こうした側面を持つ「生物多様性」が、様々な恵みを通して地球上の命と暮らしを支えています。

イ 3つの多様性

生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、①生態系の多様性、②種（種間）の多様性、③遺伝子（種内）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

生態系の多様性

生態系の多様性とは、松永湾などの干潟、宮島の弥山や比婆山などの原生林、中山間地域の里山林や人工林、八幡湿原や世羅台地の湧水湿地群、雲月山などの草原、太田川や江の川、芦田川などの河川など、様々なタイプの自然環境に応じ、特徴を持った生態系が存在していることをいいます。

種の多様性

種の多様性とは、中国山地から瀬戸内海まで広がる本県には様々な地形があり、寒冷地から温暖地まで多様な気象条件もあって、様々な野生生物が生息・生育している状況のことをいいます。

遺伝子の多様性

遺伝子の多様性とは、同種の個体群内にタイプの違う遺伝子が存在することをいいます。遺伝子の違いは様々なストレスにさらされてくる個体群が絶滅を免れるためにとても重要です。また、「観音ねぎ」、「矢賀ちしや」などの広島県の伝統野菜※は遺伝子の多様性から生まれたものです。

※伝統野菜：伝統野菜とは、その土地で古くから作られてきたもので、採種を繰り返していく中で、その土地の気候風土にあった野菜として確立してきたもの（農林水産省ホームページより）。

(2) 生物多様性からの恩恵、4つの生態系サービス

私たちは、生態系の働きでつくりだされた多くの恵みを受けています。国連環境計画が平成17年（2005年）に公表した「ミレニアム生態系評価」では、生態系からの恩恵を次の4つの「生態系サービス」として整理し、その重要性を示しています。生態系サービスの低下は、近年顕著となっており、生物多様性を保全することで劣化をくいとめなければなりません。

供給サービス

物質の供給サービスとは、食料、水、燃料、繊維、木材、医薬品、遺伝子物質や生化学物質など生物に由来して供給されるものとをいいます。これらは私たちの衣食住に不可欠なものです。本県の特産品である広島菜やカキなどの農産物や海産物、酒都西条の日本酒など、いずれも生物多様性の恵みです。食品だけでなく、福山の琴、熊野の筆、府中の家具や広島の仏壇など、工芸品にも生物由来のものを材料とするものがたくさんあります。

調整サービス

調整サービスとは、気候の調節、洪水の防止、土壤侵食の抑制、自然災害の軽減、疾病的予防や病虫害の抑制など、生態系のプロセスの制御により得られる恩恵のとをいいます。本県の地質は、風化花崗岩の真砂土で構成される地域が多く、崩壊しやすいため災害防止は重要な課題となっています。健全な森林が維持されることにより土壤侵食や洪水が抑制されるなど、私たちは大きな恩恵を受けています。

文化的サービス

文化的サービスとは、精神的・審美的価値や保健休養・レクリエーションなどの生態系から得られる非物質的な恩恵のとをいいます。宗教性や象徴性を持つこれらは精神的な側面から私たちの生活を豊かなものにしてくれます。本県には、世界遺産である巣島をはじめ、国立公園である瀬戸内海、国定公園である西中国山地、比婆道後帝釈など豊かな自然環境に育まれた地域があり、これらは私たちに無形の恩恵を与えてくれます。

基盤サービス

基盤サービスとは、大気や土壤を形成したり、栄養塩の循環や一次生産を行ったりする生態系の基盤となる機能のとをいいます。具体的には、植物が光合成で酸素や有機物を作り、作り出された有機物は様々な生物の体を通して循環し、最後は微生物により分解され無機物となり大気や土壤に還ることです。人間を含むすべての生命の生存基盤である環境は、自然の物質循環により形成されています。